第百十六条第一項第四号中「次条第三項」を「第百十七条第三項」に改める。

附則第二条中「第五十八条第一号」を「第五十八条第一項第一号」に改める。

（石炭鉱業年金基金法施行規則の一部改正）

第二条　石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第七章中第三十一条の次に次の一条を加える。

（坑内員等の個人情報の取扱い）

第三十一条の二　基金は、その業務に関し、坑内員及び坑内員であつた者（以下この条において「坑内員等」という。）の氏名、性別、生年月日その他の坑内員等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2　基金は、坑内員等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

（国民年金基金規則の一部改正）

第三条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の三」に改める。

第一章第八節中第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（加入員等の個人情報の取扱い）

第五十一条の三　基金は、その業務に関し、加入員及び加入員であった者（以下この条において「加入員等」という。）の氏名、性別、生年月日、住所その他の加入員等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2　基金は、加入員等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

第五十一条の三の表第二項の項を削り、同表中

第五十一条の三	加入員及び加入員であった者（以下「加入員等」という。）	中途脱退者及び解散基金加入員（以下「中途脱退者等」という。）
	加入員等の	中途脱退者等の

に改める。

第五十一条の三の表に次の項を加える。

第五十一条の三	連合会の中途脱退者及び解散基金加入員の個人に関する情報の取扱い	

第六十三条第二項の表に次のように加える。

第五十一条の三	加入員及び加入員であった者（以下「加入員等」という。）	中途脱退者及び解散基金加入員（以下「中途脱退者等」という。）
	加入員等の	中途脱退者等の

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第四条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

七　企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。

第二十四条に次の一号を加える。

四　企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。

第六十条に次の一号を加える。

六　個人型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第五条　確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額を前項の規定に基づき算定した場合には、確定給付企業年金法施行規則第五十九条の規定にかかわらず、当該算定した額が翌事業年度における掛金の額を上回るときには、事業主は、規約で定めるところにより、当該上回る額を掛金として翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出しなければならない。この場合において、同令第四十六条第一項第四号の規定により特別掛金額を計算している場合は、翌事業年度における掛金の額に代えて、翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づき特別掛金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額を用いて算定することができる。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第六条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表第二十一条第二項第二号の項を削り、同表中

第十九条の二第二項	法第百三十九条第七項	法第百四十条九項
	休業等終了予日	ならない

第十九条の二第二項	法第百三十九条第七項	法第百四十条九項
	休業等終了予日	ならない
	第二十一条第二項第二号	及び
	区長	
	第二十一条第二項第四号	できる書類

を

九条	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項	
条第	第百四十条第八項	
予定	育児休業等終了予定日	ならない。ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない

を